

介護保険料額は課税状況や世帯状況で決定されます

介護保険制度は、市町村が運営責任者（保険者）となって運営しています。

40歳以上の皆さんは、保険加入者（被保険者）となって保険料を納めていただき、介護が必要となったときには、費用の一部（原則1割）を支払ってサービスが利用できる支え合いの制度です。

市では介護保険制度を適正に運営するため、3年ごとに「どんなサービスがどれだけ利用されるか」、「どんな施設がどれだけ必要か」などを推計、計画した「介護保険事業計画」（市ホームページでご覧いただけます）を策定しており、平成25年度は第5期計画の2年目にあたります。

平成24年度～26年度の3年間で必要と推計される給付等見込額の21%を65歳以上の皆さんに保険料としてご負担いただくため、下記表のとおり所得状況などに応じた7段階（9区分）に保険料を設定されています。

※介護保険料は7月下旬までにお知らせします。

所得段階別保険料（平成25年度分）

軽減される方				基準額を支払う方		割り増しの保険料を支払う方		
第1段階	第2段階	第3段階		第4段階		第5段階	第6段階	第7段階
世帯全員が市民税非課税		本人が市民税非課税		本人が市民税課税				
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者（市民税世帯非課税）	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下	課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	合計所得金額125万円未満	合計所得金額200万円未満	合計所得金額200万円以上
基準額（年額 51,000円）								
×0.50 25,500円		×0.70 35,700円	×0.75 38,200円	×0.90 45,900円	×1.0 51,000円	×1.16 59,100円	×1.36 69,300円	×1.62 82,600円

納め方は

特別徴収と

普通徴収の

2通りに分かれます

◆特別徴収で納めていただく方

年額18万円以上の年金を受給されている方は、保険料の年額を年6回に分けて、受給されている年金からの天引きとなります。

「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を7月下旬に郵送しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

◆普通徴収で納めていただく方

特別徴収（年金天引き）以外の方は、7月下旬に「介護保険料納入通知書兼領収書」（納付書）を郵送いたしますので、最寄りの金融機関などで、各納期限までに納付をお願いします。

※次に該当する方などは、本来、年金から天引きになる「特別徴収」の場合でも、一時的に納付書で納める場合があります。

あります。

- ・年度途中で保険料が増額になった方の増額分

- ・年度途中で65歳になった方
- ・年度途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった方

- ・年度途中で他の市町村から転入した方

- ・年度途中で保険料が減額になった方

- ・年金が一時差し止めになった方

◆保険料の減免制度

災害や特別な事情などにより著しい損害を受け、生活が困窮している場合には、保険料の納付を猶予したり、減免したりする制度があります。くわしくは、市高齢者支援課までお問い合わせください。

また、日常生活に介護や支援が必要と感じたら、お気軽に市高齢者支援課（地域包括支援センター）までご相談ください。

お問い合わせは、

市高齢者支援課（2階）

☎(20)1572、FAX(20)1610

市地域包括支援センター（2階）

☎(20)1583、FAX(26)6788へ。